

法令等違反に対する違反是正措置の実施基準

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部予防課 (06-4393-6372)
措置実施課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部予防課及び各消防署 (06-4393-6372)
事務の名称	産業保安行政関係法令*違反に対する違反是正措置 * 火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下「火取法」という。）、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「高圧法」という。）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液石法」という。）
事務の概要	各法の目的が「災害を防止し、公共の安全を確保する」ことであり、また、国民の生命、身体及び財産を保護することが消防の任務であることから、規制対象施設等への立入検査等において産業保安行政関係法令違反（災害発生又は公共の安全確保のための措置を必要とする状態若しくは行為を含む。）を発見したときは、是正指導に係る通知書を交付することで自主的な是正を促し、以後、関係者又は違反行為者に具体的な是正の意志が認められない場合等にあつては、産業保安行政関係法令の各法令ごとに定めた立入検査実施要領等（以下「要領等」という。）の別表の基準に基づき違反処理を行っている。 ただし、違反の事実が明白で、かつ、災害の発生の防止又は公共の安全確保のため猶予できないと認められる場合等は、上記の措置順序によらず、必要な措置を命ずる場合もある。
措置の実施基準等	<p>1. 法令等違反に対する直接的な是正措置について</p> <p>1. (1) の措置を講じる基準</p> <p>災害の発生の防止又は公共の安全を確保するために必要がある場合*で、次に掲げる大阪市消防局火災予防違反処理規程（昭和49年消防長達第13号。以下「違反処理規程」という。）を準用して、緊急性があると認めるとき。 * 例：火薬類が煙や異臭を発生している、水素ガスなどの可燃性ガスが漏洩している、火薬類又は高圧ガスの製造施設等の付近で火災が発生している、火薬類又は高圧ガスの製造施設等の近くで火気が使用されている場合等</p> <p>違反処理規程第14条 （緊急時の命令） 第14条 署長は、次の各号の一に該当する場合は、第12条第2項の規定にかかわらず、当該関係者等に必要な事項を口頭により命令することができる。 (1) 火災予防上猶予できないと認めた場合又は火災が発生したならば人命危険が著しいと認めた場合で、緊急に必要な措置をとらなければならないとき (2) 公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急に製造所等の使用の一時停止若しくは使用制限をする必要があると認めたとき</p> <p>2 前項により命令を行った場合は、すみやかに命令書を当該関係者等に交付しなければならない。</p> <p>1. (1) の措置の内容</p> <p>違反対象物の関係者又は違反行為者に対して、緊急時の命令（口頭命令及び命令書の交付）を行う。なお、緊急時の命令には次のものがある。</p> <p>◎火取法に基づく緊急措置命令（火取法第45条） （例：火薬庫の全部又は一部の使用を一時停止する措置を命ずるもの） ◎高圧法に基づく緊急措置命令（高圧法第39条） （例：高圧ガスを製造する施設の全部又は一部の使用を一時停止する措置を命ずるもの）</p> <p>1. (2) の措置を講じる基準</p> <p>災害の発生の防止又は公共の安全を確保するために必要がある場合*で、次に掲げる違反処理規程を準用して必要があると認めるとき。 * 例：火薬類が煙や異臭を発生している、水素ガスなどの可燃性ガスが漏洩している、火薬類又は高圧ガスの製造施設等の付近で火災が発生している、火薬類製造保安責任者等又は高圧ガス保安統括者等が選任されていない、火薬類又は高圧ガスの製造施設等の近くで火気が使用されている場合等</p> <p>違反処理規程第11条及び第12条 （警告） 第11条 警告は、次の各号の一に該当する場合に、命令又は告発に係る前段的措置として行う。 (1) 違反の是正について通知したにもかかわらず、関係者又は違反行為者（以下「関係者等」という。）に具体的な是正の意志が認められないとき (2) 前号以外で違反の是正について警告を必要とするとき 2-3 省 略</p> <p>（命令） 第12条 命令は、次の各号の一に該当する場合に行う。 (1) 警告事項が履行期限を経過してもなお履行されないとき (2) 違反内容が命令を必要とするとき 2-4 省 略</p> <p>1. (2) の措置の内容</p> <p>違反対象物の関係者又は違反行為者に対して、履行期限を定めた警告又は命令（警告書又は命令書）を行う。なお、当該警告及び命令については、火災予防違反処理要綱（昭和49年消防長訓（機査）第26号）第8条を準用し、履行期限を定めている。</p> <p>（履行期限の留意事項） 第8条 警告書又は命令書の履行期限の決定に際しては、次の事項に留意し、警告又は命令事項に適応した妥当な履行期限を定めること (1) 緊急に措置を要する事案であつても物理的に履行不可能なものとならないようにすること (2) 構造、設備の改修又は消防用設備等の設置に係るものにあつては、当該措置の内容、設備の種類、工事規模等を検討したうえで決定すること (3) 許認可又は届出等の手続き違反で当該書類の提出に係るものにあつては、当該許可申請書等の書類作成を代理人等に依頼する例が多いので、作成に要する日数を見込んだ期限とすること 2 警告から命令に移行する場合は、警告における履行期限の経過日数を考慮することにより命令の履行期限を短縮しないこと 3 省 略</p>

	<p>2. 法令等違反に対する間接的な是正措置について</p> <p>2. (1) の措置を講じる基準及び内容</p> <p>◎過料事件の通知 次に掲げる法令の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合に行う。 ・ 高圧法第10条の2第2項（第24条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による第二種製造者の地位の承継の届出 ・ 高圧法第20条の4の2第2項の規定による販売業者の地位の承継の届出 ・ 液石法第6条（第35条の4において準用する場合を含む。）の規定による販売事業の登録行政庁の変更の届出 ・ 液石法第8条（第35条の4において準用する場合を含む。）の規定による販売事業所等の変更の届出 ・ 液石法第10条第3項（第35条の4において準用する場合を含む。）の規定による販売事業者の地位の承継の届出 ・ 液石法第33条第2項の規定による一般消費者等の減少に関する届出 ・ 液石法第37条の2第2項の規定による貯蔵施設の撤去その他省令で定める軽微な変更の届出 ・ 液石法第38条の3の規定による液化石油ガス設備工事の届出 ・ 液石法第38条の10第2項の規定による特定液化石油ガス設備工事事業の届出</p> <p>◎告発 罰則規定のある産業保安行政関係法令違反のうち、1の直接的な是正措置（命令）を講じてもおこなわないとき、又は、違反が災害の拡大若しくは災害による死傷者の発生の原因となった場合等に行う。 ○罰則規定のある産業保安関係法令 火取法第58条から第62条まで 高圧法第80条から第84条まで 液石法第96条の2から第103条まで</p> <p>◎公表 高圧法第20条の5第2項の規定による災害防止に関し必要な事項を周知させ、又はその周知方法を改善に関する勧告に販売事業者等が従わなかったときに行う。</p>
<p>根拠法令等及び条項</p>	<p>火薬類取締法、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、火薬類取扱場所立入検査等実施要綱、高圧ガス保安法規制対象施設・設備に対する立入検査実施要領、液石法規制対象施設・設備に対する立入検査実施要領、大阪市消防局火災予防違反処理規程、火災予防違反処理要綱</p>
<p>備考</p>	